

## 岐阜県多胎児出生時支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、多胎児の出生に伴う子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で、岐阜県多胎児出生時支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 対象児を出産した母又はその配偶者であって、対象児の出生の日に当該対象児と同一の住所を有するもの

(2) 前号に掲げる者に準ずる者として知事が認める者

2 対象児は、令和7年4月1日以降に出生した多胎児であって、当該出生の日において岐阜県内に住所を有しているものをいう。

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者となることができない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が事業の経営又は運営に実質的に関与している場合における当該事業を営む者

(3) 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している者

(4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している者（使用人がこの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）

(5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者（使用人がこれらの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）

(6) 理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者（使用人がこの関係を有する場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）

(7) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している者（使用人がこの行為を行っている場合における当該使用人を使用し、又は雇用している者を含む。）

### (支援金の額等)

第4条 支援金の額は、対象児1人につき10万円とする。

2 支援金の交付回数は、対象児1人につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し（運転免許証（表・裏）、マイナンバーカード（顔写真の面）、保険証（表・裏）及びパスポート（顔写真の面）のうちいずれか1点）

(2) 次に掲げる場合に応じ、次に定める書類

① 対象者が母であり、県が住民基本台帳ネットワークシステムを用いて対象者及び対象児の氏名、住所及び生年月日を確認することに同意する場合 母子健康手帳の写し（対象児の保護者及び出生届出済証明が分かるもの）

② 対象者が母以外の者である場合又は対象者が母であり県が住民基本台帳ネットワークシステムを用いて対象者及び対象児の氏名、住所及び生年月日を確認することに同意しない場合 住民票の写し（対象者及び対象児の住所及び続柄の記載のあるもの）

(3) 支援金振込先口座の通帳の写し（口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号及び預金種別が確認できるもの）

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出方法は、知事が別に定める。

3 支援金の交付を申請することができる期間は、対象児の出生の日から起算して6月以内とする。

(交付申請書の補正等)

第6条 前条第1項の規定により提出された交付申請書等に不備があるときは、知事は、期限を定めて、当該不備を補正するよう指示するものとする。

2 前項の期限までに補正がされないときは、知事は、支援金を交付しないものとする。

(交付決定等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定する。

2 知事は、支援金を交付することとしたときは、別記第2号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、支援金を交付しないこととしたときは、別記第3号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の交付時期)

第8条 知事は、前条第2項の規定により交付決定の通知をした日から30日以内に支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 知事は、支援金を交付することとした者（以下「交付決定者」という。）が法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は交付申請書兼請求書に規定する誓約事項について虚偽の誓約をしたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 交付決定者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた場合であって、知事が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第 1 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る支援金から適用する。